

訓令第 1 号

本庁内部課室

出 先 機 関

会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程（令和2年訓令第4号）の一部を次のように改正する。

令和 7年 3月19日

坂 城 町 長

第4条第1項中「の休暇にあつてはフルタイムの会計年度任用職員又は坂城町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第6号）第18条第1項の規定により定められた報酬が支給される会計年度任用職員とし、」を「及び」に改め、「であつて、6月以上の任期が定められている会計年度任用職員又は6月以上継続勤務しているもの」を削り、同条第2項中「であつて、6月以上の任期が定められているもの又は6月以上継続勤務しているもの」及び「とし、同表第9号の休暇にあつては6月以上の任期が定められている会計年度任用職員又は6月以上継続勤務している会計年度任用職員（週以外の期間によって勤務日が定められている会計年度任用職員で1会計年度における勤務日が47日以下であるものを除く。）と」を削る。

第11条に次の各号を加える。

- (1) 学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第19条の規定による出席停止
- (2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園その他の施設又は児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等その他の事業における学校保健安全法第20条の規定による学校の休業に準ずる事由又はアに掲げる事由に準ずるもの

第15条を削り、第14条を第15条とし、第13条を第14条とし、第12条を第13条とする。

第11条の見出し中「子の世話等」を「事由等」に改め、同条中「町長の定めるその子の世話は、その子に予防接種又は健康診断を受けさせることとし、」を「町長が定める事由は、次の各号に掲げる事由とし、同号に規定する町長が定めるものは、入園、卒園又は入学の式典その他これに準ずる式典とし、」に改め、同条を第12条とし、第10条を第11条とし、第6条から第9条までを1条ずつ繰り下げ、第5条の次に次の1条を加える。

(規則別表第 1 の療養休暇の日数等)

第 6 条 規則別表第 1 第 9 号に規定する町長の定める期間は、次の表の上欄に掲げる 1 週間の勤務日の日数の区分に応じ、週以外の期間によって勤務日が定められている会計年度任用職員にあっては同表の中欄に掲げる 1 会計年度における勤務日の日数の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる日数の範囲内の期間とする。

| 1 週間の勤務日の日数      | 5 日以上   | 4 日                | 3 日                | 2 日               | 1 日              |
|------------------|---------|--------------------|--------------------|-------------------|------------------|
| 1 会計年度における勤務日の日数 | 217 日以上 | 169 日から<br>216 日まで | 121 日から<br>168 日まで | 73 日から<br>120 日まで | 48 日から<br>72 日まで |
| 日数               | 10 日    | 7 日                | 5 日                | 3 日               | 1 日              |

2 1 週間の勤務日が 4 日以下とされている会計年度任用職員で 1 週間の勤務時間が 29 時間以上であるもの及び週以外の期間によって勤務日が定められている職員で 1 会計年度における勤務日が 217 日以上であるものについては、1 週間の勤務日の日数が 5 日以上であるものとみなす。

#### 附 則

この訓令は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。